

全税共第32回全国統一キャンペーン表彰式

全税共担当常務理事 山田 康人

平成30年2月7日、ホテルオークラ新潟にて全税共第32回全国統一キャンペーン表彰式・パーティーが行われました。

当日の新潟県は大雪の影響で電車が運休となる区間があり、高速道路も通行止めとなる区間も発生するなど、ご出席頂いた皆様には大変ご苦勞をお掛けしてしまいました。申し訳ございませんでした。ご出席頂いた生命保険会社営業職員の方の中には7時間も掛けて来て下さった方も居まして、そのお気持ちが大変嬉しく思いました。そのような逆境を跳ね返すように、全税共より吉村寛副会長、関税協より早川広行副理事長をはじめとする大勢のご来賓と生命保険会社の方々にご出席頂き、表彰式は盛大に開催されました。

表彰式は三村専務理事の司会進行で始まり、西片理事長の挨拶・来賓紹介の後、受賞者の発表・表彰となりました。

受賞者は以下の通りです。

- 全税共会長賞トリプルスター賞 1名
- 地区会会長賞 1名
- 県税協特別賞スーパープレミアム 3名
- 県税協特別賞プレミアム50 2名
- 理事長賞 1名
- 金賞 9名
- 銀賞 12名
- 銅賞 70名
- 努力賞 3名
- 全税共特別賞キングオブキングス 1名

その後、優秀支社賞表彰・優秀機関賞表彰・県税協年間賞表彰と続きました。県税協年間賞は県税協が独自に設けている施策で、キャンペーン期間以外の期間(12月～8月)においても御尽力頂いた生命保険会社の営業職員様に感謝の意を表す為に設けさせて頂いた賞でございます。



表彰終了後、吉村全税共副会長・早川関税協副理事長・高野新潟県連会長・朝日生命上村全税共推進部業務専管部長・住友生命柿原長岡支社長より御祝辞を頂戴し、鈴木副理事長による祝電披露、真島副理事長による閉会の挨拶で表彰式は無事終了しました。

パーティーは富川専務理事の司会で進行し、罇副理事長の挨拶、第一生命新潟支社楠田秀之様から来賓祝辞を頂き、日税ビジネスサービス吉田倉

人代表取締役専務執行役員の乾杯の御発声と共に賑やかな宴が始まりました。

酒どころの新潟らしく銘酒が並び、恒例のビンゴゲーム大会では村上牛の争奪戦で盛り上がりしました。ホテルのコース料理も参加者の皆様には喜んで頂きました。最後の片山顧問の締め挨拶では、朝日生命新潟支社の水野執行役員支社長・住友生命長岡支社の柿原支社長・富国生命新潟支社の糸久支社長にも御登壇頂き、次回のキャンペーンでの更なる飛躍をお約束して頂きまして、パーティーは盛会の内に幕を閉じました。

全国税理士共栄会は「関与先・提携企業・税理士業界の三者が共に栄える」という基本理念の実現に向けて各種事業を実施しております。今後もより一層のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、今回のキャンペーンにご協力頂いた皆様、大変ありがとうございました。来年もまた大勢の方が表彰される事を願って止みません。来年の表彰式・パーティーは平成31年2月6日(水)にホテルオークラ新潟で行います。お待ちしております。

全税共第32回全国統一キャンペーン成績

	トリプルスター賞 全税共会長賞	地区会会長賞	V I P							合計	VIP 特別賞							税協年間賞						
			スーパードiamond 税協特別賞	プレミアム50 税協特別賞	理事長賞	金賞	銀賞	銅賞	税協特別賞 努力賞		スリースター賞 キングオブ キングス	税協特別賞	優秀支社20	税協特別賞 優秀支社賞	優秀機関賞	税協特別賞 優秀機関賞	ゴールド	プラチナ	ルビー	サファイア	オパール	パール	特別賞	
朝 日 生 命					1	3	6	44	1	55		1	○	○	6	10				1	1	2	13	
第 一 生 命 (新 潟)						2	1	2		5						1								
第 一 生 命 (長 岡)									2	2														
日 本 生 命 (新 潟)	○	○	2			1	3	3	1	10	1		○		1	1	1		1	3		2		
日 本 生 命 (長 岡)			1	1						2		1						1				1		
ジブラルタ生命				1		2		1	1	5		3							1	1		7		
メットライフ生命										0												1		
明 治 安 田 生 命							1	2		3												2		
住 友 生 命 (長 岡)						1	1	12		14		2		○		3					1			
富 国 生 命								4		4												1		
合 計			3	2	1	9	12	70	3	100	1	7	2	2	7	15		2	1	1	2	4	4	27
(前 年)			3	2	3	7	16	76	5	112	0	5	1	2	0	14		1	0	2	1	2	5	15

大同生命「キャンペーン」のご案内

保険担当常務理事 五十島 浩行

日頃は大同生命の総合事業保障プランにご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。平成30年度も新潟県税理士協同組合は様々な奨励策をご用意させて頂きました。以下それらの奨励策を紹介させて頂きます。

1. 第1回キャンペーン(4月～7月)

①組合員・営業職員共通

『総合事業保障プラン』を対象期間中に新契約5,000万円以上で保険金額1,000万円につき3,000円のギフト券を贈呈。

②組合員向け理事長賞

保険金額2億円以上挙績で近隣地区温泉旅行(一泊二日)に御招待。旅行は10月頃を予定し、原則上位10名とする。

③営業職員向け理事長賞

①上位10名を豪華食事に御招待。

②11位以下で挙績額5,000万円以上の方を中華料理の食事に御招待。

2. 第2回キャンペーン(9月～11月)

①組合員・営業職員共通

『総合事業保障プラン』を対象期間中に新契約5,000万円以上で保険金額1,000万円につき3,000円のギフト券を贈呈。

②組合員向け理事長賞

上位10名を豪華食事に御招待。

③組合員向け標準保障額・影響試算書提示賞

標準保障額算定書を関与先に提示いただくと1件毎にクオカード500円贈呈(先着200件)。

3. 第3回キャンペーン(3月)

①組合員・営業職員共通

『総合事業保障プラン』を対象期間中に新契約5,000万円以上で保険金額1,000万円につき3,000円のギフト券を贈呈。

②組合員向け標準保障額・影響試算書提示賞

標準保障額算定書を関与先に提示いただくと1件毎にクオカード500円贈呈(先着200件)。

4. トータル保障推進奨励策

(上期4月～9月、下期10月～3月)

組合員・営業職員共通

定期保険・Jタイプ・Tタイプ・Mタイプ・収入リリーフ/介護リリーフを同時提案し、契約が成立した場合は、セット数に応じて以下のギフト券を贈呈。

2種類セット…ギフト券5,000円贈呈

3種類セット…ギフト券10,000円贈呈

4種類セット…ギフト券20,000円贈呈

※対象は同一被保険者とする

※4種類を上限とする

5. 組合員に対し通年で実施する奨励策

①実働奨励策

1. 対象期間中に総合事業保障プランを挙績額に関係なく2ヶ月以上挙績した場合、ギフト券5,000円を贈呈。

2. 平成30年度新規登録代理店が初挙績…ギフト券10,000円贈呈。

3. 平成30年度新規紹介代理店が挙績…ギフト券5,000円贈呈。

②税理士代理店化奨励策

1. 新規代理店登録者及びその紹介者に対して各々10,000円のギフト券を贈呈。

2. 新規紹介代理店登録者及びその紹介者に対して各々5,000円のギフト券を贈呈。

③事務所研修奨励策

事務所研修会開催経費補助(研修参加者1名につき3,000円を限度に実費補助。年2回、30,000円を限度)。

以上の通り、沢山の奨励策をご用意させて頂きました。是非とも関与先の様々なりスクをカバーする為に保険提案をして頂き、結果として組合員・営業職員のより多くの皆様方に奨励策に該当して頂ければ、大変喜ばしい事だと思っております。

ご協力を宜しくお願い致します。

新潟県税理士協同組合 実務研修会

教育・情報担当常務理事 小菅 洋司

平成30年4月11日、ホテルニューオータニ長岡において、岩下忠吾先生を講師にお招きし、新潟県税理士協同組合主催の実務研修会が開催されました。県税協で岩下先生に新潟に来て頂くのは今年で12回目となり、400名を超える組合員・賛助会員、職員の皆様から参加していただきました。

今回は「相続税の重要項目の再点検(税制改正も含めて)」という内容で、平成30年度の税制改正のうち、特に資産税に係る次の内容を中心に解説していただきました。

- 1) 非上場株式等の納税猶予制度(事業承継税制)
- 2) 小規模宅地等の特例制度
- 3) 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

1)については言うまでもなく今回の税制改正の目玉です。テキストも講義時間も全体の3分の2を費やしての解説でした。現行の制度は要件の厳しさから大変使いづらく、平成20年から27年まで贈与税の納税猶予としては579件しか申請がなかったそうです。日本の経済を支える中小企業の経営者が高齢化し、経営移譲もままならない状況では日本そのものが危ない、という危機感の中での新税制ですので、経営者からの期待値も相当に大きいのではないのでしょうか。



(1) 贈与者、(2) 後継者、(3) 事業継続要件、(4) 贈与税、相続税の減免制度について詳細な解

説をしていただきました。特に(3)の事業継続要件のうち、5年間雇用を8割維持というのは企業にとってはかなり高いハードルです。この要件こそが納税猶予制度の利用を躊躇させる大きな要因であったわけですから、この雇用要件が「実質的に撤廃」されたことは、制度利用の大きな弾みにつながると考えられます。また、(4)の減免制度は、経営者の心理的負担を大きく軽減すると期待されます。現行制度では、後継者が会社の廃業・売却を行ったり、業績悪化で株式の評価額が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与税、相続税が課税されますが、新制度では売却額や廃業時の評価額を基に税額が計算され、承継時の株価を基に計算された納税額との差額が減免されます。(3)、(4)は整備され使いやすくなった新制度ですが、(1)、(2)の自由度が増したことにより権利義務関係が複雑化し、落とし穴もあるとの解説もいただきました。例として挙げられたが、贈与者に先代経営者の兄弟＝後継者の叔父を加えた場合です。その二者間の贈与税を納付し課税関係を終了させていれば問題はありませんが、この制度を利用するとなると、将来その叔父が亡くなったときの相続税の申告時に相続財産に加算することになる、ということは私は恥ずかしながら頭から抜け落ちていました。その叔父の家族から見ればよその家庭での出来事です。将来の相続時に失念してしまう可能性も高くなると考えられます。長期にわたって税理士が管理していかなければならない規定ですから、適用には極めて慎重に行わなければならないことを改めて思わされました。

2) 小規模宅地等の特例制度、3) 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直しについても、現行制度とその改正内容について詳細な解説をしていただきました。この規定に関する岩下先生の解

説を通して強く感じさせられたのは、税理士としての在り方、矜持でした。

今回も岩下先生の過去のエピソード、税制に関わる裏話等々…文字には起こせないようなものも沢山ありました。生でないと聞けない内容ばかりですので、できるだけ多くの方が会場で直接先生の研修を受けて頂きたいと思ひます。

今後も新潟県税理士協同組合の教育・情報事業の一環として、組合員・賛助会員の先生方のお役に立てる実務研修会を企画・開催していきたくと思ひております。皆様の一層のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



株式会社ビービーシー **BBC**

相続管理 システム 待望の スーパー機能誕生!

明治時代などの古い地名(本籍・住所)から現在の管轄役場を特定できる! /

新旧地名変換エンジン

被相続人の戸籍を遡っていく過程や、相続未登記土地の登記簿に頻出する古い地名を瞬時に変換! 戸籍等請求先の管轄役場をすぐに特定!! 現在の管轄役場が分かったら、そのまま宛名を印刷、簡単に戸籍を取り寄せることができます!

1. 現在の管轄役場はどこ??

本籍	東京都新宿区西新宿一丁目1番
氏名	新田 一郎
【旧】	一 郎
【生年月日】	明治XX年X月X日
【父】	新田 太郎
【母】	新田 花子
【婚姻】	新田 長男
【住所】	●●県XX郡△△村...

2. 旧地名から戸籍等請求先を特定

※画面はイメージです

3. 宛名シールを印刷

取り寄せが簡単に!

XX区役所

XX区役所 戸籍課 御中

株式会社ビービーシー

www.bbcinc.co.jp

TEL. 03-5909-5772

東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6 階

東京 本社

大阪 名古屋 福岡 札幌 仙台 高松 広島